

令和 8 年 第 3 回

# 筑紫野市議会定例会議案書

筑 紫 野 市

令和 8 年 6 月 4 日提案

(余白)

## 令和 8 年第 3 回筑紫野市議会定例会議案目録

|           |                                                       |     |
|-----------|-------------------------------------------------------|-----|
| 同意第 1 1 号 | 筑紫野市農業委員会委員の任命について -----                              | 5   |
| 同意第 1 2 号 | 筑紫野市農業委員会委員の任命について -----                              | 7   |
| 報告第 3 号   | 専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例<br>の制定について） -----       | 9   |
| 報告第 4 号   | 専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正<br>する条例の制定について） -----   | 1 7 |
| 報告第 5 号   | 専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を<br>改正する条例の制定について） ----- | 2 3 |
| 報告第 6 号   | 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて） -                       | 3 1 |
| 報告第 7 号   | 令和 7 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告に<br>ついて -----          | 3 3 |
| 報告第 8 号   | 令和 7 年度筑紫野市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告に<br>ついて -----          | 3 5 |
| 議案第 4 0 号 | 筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について -----                       | 3 7 |
| 議案第 4 1 号 | 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の<br>制定について -----         | 3 9 |
| 議案第 4 2 号 | 工事請負契約の締結について -----                                   | 4 1 |
| 議案第 4 3 号 | 設計・施工変更契約の締結について -----                                | 4 3 |
| 議案第 4 4 号 | 令和 8 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 1 号）について -----                  | 4 5 |

(余白)

同意第 11 号

筑紫野市農業委員会委員の任命について

下記の者を筑紫野市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 氏 名 | と わた けい じ<br>砥 綿 敬 二（75歳） |
|-----|---------------------------|

|     |          |
|-----|----------|
| 住 所 | 筑紫野市大字山家 |
|-----|----------|

理 由

農業委員の欠員を補充するため

# 経 歴 書

氏 名 と わ た け い じ  
砥 綿 敬 二 (75歳)

住 所 筑紫野市大字山家

## 学 歴

昭和48年 3月 福岡大学体育学部体育学科卒業

## 職 歴

昭和48年 4月 筑紫野市採用  
社会教育課  
平成 8年 4月 教育部社会教育課長補佐兼社会教育主事  
平成 9年 4月 福祉部高齢福祉課長補佐兼高齢福祉担当係長  
平成11年10月 福祉部介護福祉課長補佐兼高齢福祉担当係長  
平成14年 4月 健康福祉部生活福祉課長補佐兼高齢障害担当係長  
平成14年 9月 建設経済部商工観光課長  
平成18年 4月 総務部まちづくり支援課長  
平成20年 4月 総務部総務課長  
平成22年 4月 監査委員事務局長  
平成23年 3月 筑紫野市退職  
平成23年 4月 筑紫野市再任用職員採用  
市民課、スポーツ振興課、市民協働推進課  
平成26年 9月 筑紫野市再任用職員退職

## 公職歴・その他

令和 7年 6月 筑紫野市社会教育委員就任 現在に至る  
令和 7年 6月 筑紫野市生涯学習センター協議会委員就任 現在に至る  
令和 7年 6月 公益財団法人筑紫野市文化振興財団理事就任 現在に至る  
令和 8年 4月 山家6区農事実行組合長就任 現在に至る  
令和 8年 6月 筑紫野市スポーツ推進審議会委員就任 現在に至る

同意第 1 2 号

筑紫野市農業委員会委員の任命について

下記の者を筑紫野市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 氏 名 | こ がねまる まさ たか<br>小 金 丸 昌 孝（6 4 歳） |
|-----|----------------------------------|

|     |          |
|-----|----------|
| 住 所 | 筑紫野市大字筑紫 |
|-----|----------|

理 由

農業委員の欠員を補充するため

# 経 歴 書

氏 名 こがねまる まさ たか  
小金丸 昌 孝 (64歳)  
住 所 筑紫野市大字筑紫

## 学 歴

昭和57年 3月 福岡農業高等学校卒業

## 職 歴

昭和57年 4月 筑紫農業協同組合採用

令和 6年 6月 筑紫農業協同組合退職

令和 6年 6月 筑紫農業協同組合経済担当常務理事就任 現在に至る

## 公職歴・その他

令和 7年 4月 山家2区農事実行組合長就任 現在に至る

令和 7年 4月 福岡県広域森林組合評議員就任 現在に至る



報告第 3 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

筑紫野市税条例（昭和35年筑紫野町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正すること。

令和8年3月31日専決

筑紫野市長 平 井 一 三

## 筑紫野市税条例の一部を改正する条例

筑紫野市税条例(昭和35年筑紫野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。)の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に、「5月11日」を「5月1日」に改める。

第85条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条(見出しを含む。)並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「市町村」を「市」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」

を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に、「市町村」を「市」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。 )又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者(以下この項)」を「特定被災共用土地納税義務者(第4号)」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の」を「及び附則第7条の3第1項の」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割」を「中「所得割」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の」を「及び附則第7条の3第1項の」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割」を「中「所得割」に改める。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の」を「及び附則第7条の3第1項の」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割」を「中「所得割」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項、及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に、「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を

「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の筑紫野市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(筑紫野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 筑紫野市税条例等の一部を改正する条例(平成26年筑紫野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

(余白)



報告第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

筑紫野市都市計画税条例（平成5年筑紫野市条例第17号）の一部を別紙のとおり改正すること。

令和8年3月31日専決

筑紫野市長 平 井 一 三

## 筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例

筑紫野市都市計画税条例(平成5年筑紫野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第18項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の筑紫野市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)

附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(余白)

報告第 5 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

筑紫野市国民健康保険税条例（昭和34年筑紫野町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正すること。

令和8年3月31日専決

筑紫野市長 平 井 一 三



## 筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

筑紫野市国民健康保険税条例(昭和34年筑紫野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第3条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第4条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第6条第1号中「第7条の3」の次に「、第8条の6」を加える。

第8条の2の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の3 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等

割額)

第8条の4 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,093円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の5 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について41円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第8条の6 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,107円
- (2) 特定世帯 553円
- (3) 特定継続世帯 830円

第22条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「、170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカからクまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 766円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 29円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 775円
- (イ) 特定世帯 388円
- (ウ) 特定継続世帯 581円

第22条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 547円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 21円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 554円

(イ) 特定世帯 277円

(ウ) 特定継続世帯 415円

第22条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 219円

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額

18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 9円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 222円

(イ) 特定世帯 111円

(ウ) 特定継続世帯 166円

第22条第2項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 164円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 273円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 437円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 547円

第22条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割

額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第8条」の次に「、第8条の3」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の筑紫野市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(余白)

報告第 6 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

筑紫野市長      平   井   一   三

## 専決第6号

### 損害賠償の額を定めることについての専決処分書

令和8年3月3日午前9時頃、筑紫野市二日市北四丁目6番地11付近の市道（アスファルト舗装）にて、相手方所有の車両が事故発生現場を走行中、劣化した舗装が割れ、跳ね上がった破片が車両に接触したことが原因で、当該車両に損害が発生した。

これに対する本件の損害賠償の額を下記のとおり専決処分する。

#### 記

1 損害賠償額 金329,593円

2 損害賠償の相手方  
個人（市内在住）

3 当事者  
筑紫野市長 平 井 一 三

#### 4 内訳

| 区分<br>相手方 | 事故賠償額    | 賠償共済額    | 市負担額 |
|-----------|----------|----------|------|
| 個人        | 329,593円 | 329,593円 | 0円   |

令和8年4月15日専決

筑紫野市長 平 井 一 三



報告第 7 号

令和 7 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 7 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

筑紫野市長      平   井   一   三

# 令和7年度繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

| 款      | 項        | 事業名                | 金額            | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳      |             |             |     | 一般財源        |
|--------|----------|--------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----|-------------|
|        |          |                    |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |             |     |             |
|        |          |                    |               |               |             | 国県支出金       | 地方債         | その他 |             |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 基幹システム等管理・運営事業     | 81,608,000    | 81,608,000    |             | 81,608,000  |             |     |             |
|        |          | 食料品等物価高騰支援給付金支給事業  | 550,748,000   | 240,305,000   |             |             |             |     | 240,305,000 |
|        | 3. 徴税費   | 固定資産税賦課事務事業        | 3,047,000     | 3,047,000     |             |             |             |     | 3,047,000   |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 地域密着型施設等整備事業       | 190,476,000   | 190,476,000   |             | 190,476,000 |             |     |             |
|        | 2. 児童福祉費 | 物価高対応子育て応援手当支給事業   | 37,804,000    | 37,802,000    |             | 37,802,000  |             |     |             |
|        | 3. 生活保護費 | 保護費等追加給付金支給事業      | 84,430,000    | 84,430,000    |             |             | 65,418,000  |     | 19,012,000  |
| 9. 教育費 | 2. 小学校費  | 小学校空調設備整備・改修事業     | 35,263,000    | 35,263,000    | 3,500,000   | 11,820,000  | 14,000,000  |     | 5,943,000   |
|        |          | 小学校エレベーター整備・更新事業   | 190,927,000   | 190,927,000   |             | 30,811,000  | 30,700,000  |     | 129,416,000 |
|        |          | 吉木小学校教室棟大規模改修事業    | 348,821,000   | 348,821,000   |             | 90,465,000  | 180,900,000 |     | 77,456,000  |
|        | 3. 中学校費  | 筑紫野中学校管理教室棟中規模改修事業 | 401,442,000   | 401,442,000   |             | 133,586,000 | 267,100,000 |     | 756,000     |
|        |          | 筑山中学校特別教室棟中規模改修事業  | 208,597,000   | 208,597,000   |             | 69,199,000  | 138,300,000 |     | 1,098,000   |
| 合 計    |          |                    | 2,133,163,000 | 1,822,718,000 | 3,500,000   | 711,185,000 | 631,000,000 |     | 477,033,000 |

## 報告第 8 号

### 令和 7 年度筑紫野市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

令和 7 年度筑紫野市水道事業会計予算継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越した  
たので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規  
定により報告する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

令和7年度筑紫野市水道事業会計 継続費繰越計算書

(単位：円)

| 款         | 項         | 事業名                     | 継続費の総額      | 令和7年度継続費予算現額 |            |            | 支出済額<br>及び<br>支出見込額 | 残額         | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳 |            |     |                     |
|-----------|-----------|-------------------------|-------------|--------------|------------|------------|---------------------|------------|------------|--------|------------|-----|---------------------|
|           |           |                         |             | 予算計上額        | 前年度<br>繰越額 | 計          |                     |            |            | 繰越金    | 国・県<br>支出金 | 企業債 | 特定財源<br>建設改良<br>積立金 |
| 資本的<br>支出 | 建設<br>改良費 | 常松浄水場中<br>央監視装置更<br>新事業 | 373,650,000 | 0            | 12,710,000 | 12,710,000 | 0                   | 12,710,000 | 12,710,000 | 0      | 0          | 0   | 12,710,000          |
|           | 建設<br>改良費 | 浄水場外施設<br>電装設備更新<br>事業  | 134,000,000 | 53,600,000   | 0          | 53,600,000 | 50,820,000          | 2,780,000  | 2,780,000  | 0      | 0          | 0   | 2,780,000           |
| 合計        |           |                         | 507,650,000 | 53,600,000   | 12,710,000 | 66,310,000 | 50,820,000          | 15,490,000 | 15,490,000 | 0      | 0          | 0   | 15,490,000          |

議案第 4 0 号

筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 4 日

筑紫野市長      平   井   一   三

## 筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例

筑紫野市印鑑条例(平成10年筑紫野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項を次のように改める。

前条第1項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。))若しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。))(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。))第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項(公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合も含む。))の規定により記録されたものに限る。))又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。))を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。))を介して、証明書の交付を申請することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例の制定  
について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 4 日

筑紫野市長      平   井   一   三

## 阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例を廃止する条例

阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例(令和6年筑紫野市条例第2号)は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第42号

### 工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

- |   |        |                                                       |
|---|--------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名  | 筑紫野中学校管理教室棟屋根外壁改修工事                                   |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札                                                |
| 3 | 契約金額   | 金200,882,000円                                         |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 筑紫野市武蔵三丁目2番26号<br>氏 名 株式会社広田建創<br>代表者 代表取締役 廣田 郁人 |

### 理 由

筑紫野中学校管理教室棟屋根外壁改修工事契約を締結するため

## 工 事 概 要 書

1. 工 事 名 筑紫野中学校管理教室棟屋根外壁改修工事
2. 工事場所 筑紫野市針摺東四丁目 6 番 1 号
3. 工事概要 屋根防水改修 一式  
外壁改修 一式  
渡り廊下改修 一式
4. 工事期間 自 議会議決を通知した翌日  
至 令和 8 年 1 2 月 1 5 日
5. 入札参加者 入江建設株式会社  
株式会社広田建創  
大栄産業株式会社

## 議案第43号

### 設計・施工変更契約の締結について

次のとおり設計・施工契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

- |          |                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事業名    | 筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業                                                                            |
| 2 事業期間   | 令和6年12月26日～令和10年9月30日                                                                                 |
| 3 契約金額   | 変更前 金3,338,390,000円<br>変更後 金3,607,592,401円                                                            |
| 4 契約の相手方 | 住 所 福岡市博多区博多駅東2丁目14番1号<br>氏 名 前田建設工業・西日本技術開発特定建設工事<br>共同企業体<br>代表者 前田建設工業株式会社 九州支店<br>執行役員支店長 塚 本 修 史 |

### 理 由

資材・労務費等の上昇に伴う物価スライド額及び家具什器の選定が完了したことによる家具什器設置工事費の計上等により増額するもの。

# 変 更 概 要 書

## 1 事業の目的・内容

学校施設の老朽化及び児童数の増加に伴う教室数不足を改善し、教育環境の向上を図ることを目的に、校舎の増築及び長寿命化改良工事を行うもの。

## 2 工事等の概要

- (1) 校舎増築工事
- (2) 管理教室棟増築工事
- (3) 管理教室棟長寿命化改修工事
- (4) 教室棟1長寿命化改修工事
- (5) 付帯工事（外構、附帯施設の解体・撤去、受水槽・高架水槽・受変電設備更新など）

## 3 変更理由及び内容

- (1) 物価スライド  
当初契約時からの物価上昇率約5.58%のうち、受注者負担分1.5%を控除した約4.08%を残工事費に対して増額
- (2) 家具什器設置工事  
設計時に家具什器の選定が完了したことから、その設置工事費を増額
- (3) 地中埋設物及びアスベスト撤去・処分工事  
増築校舎建設位置から地中埋設物（浄化槽の基礎など）が発見されたこと及び解体対象の建物からアスベスト含有建材が発見されたことにより、その撤去・処分費を増額
- (4) 工事内容精査による増減  
設計段階において、関係機関も含め協議調整を行い仕様の変更による減額

議案第 4 4 号

令和 8 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 1 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 4 日

筑紫野市長 平 井 一 三